

身体的拘束最小化のための方針

身体的拘束は、身体的・精神的苦痛を与え、人間としての尊厳を損なうおそれがあるため、原則としてこれを行いません。当院は、「身体的拘束ゼロ」を目標とし、やむを得ない場合を除き身体的拘束を行わない医療・ケアの提供に努めます。

1. 基本方針

- ① 患者様の人格と尊厳を最大限尊重します。
- ② 身体的拘束は原則として行いません。
- ③ 身体的拘束に代わるケア方法を検討し、実践します。
- ④ 身体的拘束の必要性について常に検討し、最小化に努めます。
- ⑤ 身体的拘束を行う場合は、法令および院内指針に基づき適切に対応します。

2. 身体的拘束の定義

身体的拘束とは、患者様の意思に反して身体の一部を制限する行為をいい、厚生労働省が定める身体拘束に該当する行為を指します。

3. やむを得ず身体的拘束を行う場合

患者様または他の方の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限り、以下の要件を満たした場合のみ身体的拘束を行うことがあります。

- ・切迫性：生命または身体が危険にさらされる可能性が高いこと
- ・非代替性：身体的拘束以外に代替する方法がないこと
- ・一時性：必要最小限の期間に限ること

身体的拘束を行う場合は、医師の指示のもと。記録を作成し、定期的に必要性の評価と解除の検討を行います。

4. 身体的拘束最小化に向けた取り組み

当院では、身体的拘束を最小化するため、以下の取り組みを行います。

- ・身体的拘束最小化委員会の設置
- ・身体的拘束事例の検証
- ・代替ケアの検討
- ・環境整備およびケア方法の改善

5. 職員教育

入院患者に関わるすべての職員に対して身体的拘束最小化に関する研修を定期的実施し、身体的拘束を行わないケアの理解と実践を推進します。

令和8年6月30日

医療法人社団あすなろ会 帯広記念病院

病院長 中原 哲

看護部長 滝田 典子